

消費税率引き上げ分に伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として活用します。

(歳入)
地方消費税交付金(社会保障財源分) 256,000 千円

(歳出)
社会保障施策に要する経費 2,673,135 千円
 (うち一般財源) (1,415,758 千円)

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
					うち引き上げ分の 地方消費税交付金
社会福祉	障害者福祉事業	803,550	570,093	233,457	42,214
	高齢者福祉事業	17,581	1,001	16,580	2,998
	児童福祉事業	960,614	521,373	439,241	79,424
	小 計	1,781,745	1,092,467	689,278	124,636
社会保険	介護保険事業	325,568	30,770	294,798	53,306
	国民健康保険事業	110,913	67,671	43,242	7,819
	後期高齢者医療事業	356,207	61,941	294,266	53,210
	小 計	792,688	160,382	632,306	114,335
保健衛生	疾病予防対策事業	98,702	4,528	94,174	17,029
	小 計	98,702	4,528	94,174	17,029
合 計		2,673,135	1,257,377	1,415,758	256,000